

(特別の法人から受ける利益に対する課税)

第六十五条 法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、当該法人に対し贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これらとの者と前条第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、第六十六条第四項の規定の適用がある場合を除くほか、当該財産の贈与又は遺贈があつた時において、当該法人から特別の利益を受ける者が、当該財産(第十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産を除く。)の贈与又は遺贈により受けける利益の価額に相当する金額を当該財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈により取得したものとなす。

2 省略

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合において、当該法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立により受けける利益について準用する。

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なることに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 省略

3 前二項の場合において、第一条の三又は第一条の四の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

4 前三項の規定は、法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金

(特別の法人から受ける利益に対する課税)

第六十五条 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、当該法人に対し贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これらとの者と前条第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、第六十六条第四項の規定の適用がある場合を除く外、当該財産の贈与又は遺贈があつた時において、当該法人から特別の利益を受ける者が、当該財産(第十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産を除く。)の贈与又は遺贈により受けける利益の価額に相当する金額を当該財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈により取得したものとなす。

2 同上

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合において、当該法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立により受けける利益について準用する。

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与者の異なることに、当該贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 同上

3 前二項の場合において、第一条の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

4 前三項の規定は、法人税法第二条第六号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金

所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)において、当該贈与又は遺贈により当該贈与者又は遺贈した者の親族その他これらの方と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定める人格のない社団又は財團」とあるのは「法人」と、「当該社団又は財團」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財團」とあるのは「当該法人」と、第一項及び第三項中「社団又は財團」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

(付加税の禁止)

第六十七条 地方公共団体は、相続税又は贈与税の付加税を課すことができない。

(政令への委任)

第六十七条の二 この法律に定めるもののほか、相続時精算課税に係る納税に係る権利又は義務の承継その他相続税及び贈与税の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条 省略

2 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができます。

第六十九条 正當の事由がなくて期限内申告書をその提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第七十条 同上

第六十九条 同上

2 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円を超えるその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができます。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 五 省略

第七十二条 相続税又は贈与税に関する調査に関する事務に從事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用し

額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)において、当該贈与又は遺贈に因り当該贈与者又は遺贈者の親族その他これらの方と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定める人格のない社団又は財團」とあるのは「法人」と、「当該社団又は財團」とあるのは「当該法人」と、第一項及び第三項中「社団又は財團」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

(付加税の禁止)

第六十七条 地方公共団体は、相続税又は贈与税の付加税を課すことができない。

第七十条 同上

一 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載をして提出した者

二 五 同上

第七十二条 相続税又は贈与税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは

たときは、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

1・2 同 上

3 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一條の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時における住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時における住所地とする。ただし、当該納税地の所轄税務署長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし、又はこれらを被告として訴え提起することを妨げない。

4・23 省 略

1・2 同 上

3 相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人の死亡の時における住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時における住所地とする。ただし、当該納税地の所轄税務署長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし、又はこれらを被告として訴え提起することを妨げない。

(地価税法の一
部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(仮換地等の指定があつた場合の課税価格等の計算)

第二十条 次の各号に掲げる事業が施行され、その施行に係る土地等につき当該各号に規定する法律の定めるところにより仮換地又は一時利用地の指定があつた場合において、当該仮換地又は一時利用地に係る土地等についてこれを使用し、又は収益することができる」とこととなつたときは、当該使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日までの間は、当該仮換地又は一時利用地に係る土地等を従前の土地等であるものとみなして課税価格等を計算するものとする。

一四省略

一四同上

五 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第二百三十号)第十一条第一項第七号イ(業務の範囲)の事業

(評価の原則)

第二十三条 省略

第二十三条 同上

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十六条の二第一項(土地評価審議会)に規定する土地評価審議会は、相続税に係る同条第二項の土地の評価に関する事項と併せて土地等の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについても、調査審議するものとする。

(評価の原則)

別表第一(第六条関係)

一四省略

別表第一(第六条関係)
一四同上

二五 日本原子力研究所が有する土地等(当該法人の地価税に係る場合に限る。)

二五 理化学研究所、日本原子力研究所、生物系特定産業技術研究推進機構、科学技術振興事業団その他特別の法律により設立された法人で公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める法人が有する土地等(これらの法人の地価税に係る場合に限る。)

(仮換地等の指定があつた場合の課税価格等の計算)

第二十条 同上

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一五省略

六 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第二百三十号)第十二条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第八号(業務の範囲)に規定する事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記(政令で定めるものを除く。)

七十三省略

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号から本までに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の一
所有権の相続(相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。) 又は法人の合併による移転の登記	千分の一
所有権の共有物(その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。)の分割によ	千分の一

(非課税登記等)

第五条 同上

一五同上

六 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記(政令で定めるものを除く。)

七十三同上

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

る移転の登記

所有権のその他の原因による移転の登記		
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利(その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に對応する部分に限る。以下同じ。)の分割による移転の登記	千分の一	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の二	千分の二

2 | 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一第一号に掲げる船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同号〔1〕の税率欄に掲げる割合から千分の四を控除した割合とする。

3 | 省略

2 | 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産については同表第一第一号〔1〕の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第二号〔1〕の税率欄に掲げる割合から千分の四を控除した割合とする。

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（当該金額が十五万円（有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。）に満たないときは、十五万円）とする。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 省略

2 省略

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合又は第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする。次項において同じ。）により付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4～8 省略

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課 税 標 準	稅 率
----------------------------------	---------	-----

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条～第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課 税 標 準	稅 率
----------------------------------	---------	-----

一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）

(農事組合法人が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 農事組合法人が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（当該金額が十五万円（有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。）に満たないときは、十五万円）とする。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 同上

2 同上

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とし、第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする。次項において同じ。）により付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4～8 同上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条～第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課 税 標 準	稅 率
----------------------------------	---------	-----

一 同上

(注)

この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。

(イ) 所有権の保存の登記

(ロ) 所有権の移転の登記

(イ) 相続又は法人の合併による移転の登記

(ロ) 共有物の分割による移転の登記

(ハ) その他の原因による移転の登記

(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記

(イ) 設定又は転貸の登記

(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登記

(ハ) 共有に係る権利の分割による移転の登記

(ニ) その他の原因による移転の登記

(四) (六) (三) 省略

(セ) 信託の登記

(イ) 所有権の信託の登記

(ロ) 所有権以外の権利の信託の登記

(ハ) 相続財産の分離の登記

(イ) 所有権の分離の登記

(ロ) 所有権以外の権利の分離の登記

(九) 仮登記

(イ) 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記

(ロ) 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

(1) 相続又は法人の合併による移

| 不動産の価額 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 千分の二 | 千分の二 | 千分の四 | 千分の二 | 千分の四 | 千分の十 | 千分の二 | 千分の二十 | 千分の四 |

不動産の個数	不動産の価額	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
円	千分の六	千分の六	千分の三	千分の三	千分の三	千分の三	千分の二十五	千分の六

不動産の個数	不動産の価額	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
円	千分の六	千分の六	千分の三	千分の三	千分の三	千分の三	千分の二十五	千分の六

転の仮登記又は移転の請求権の 保全のための仮登記	(2)	不動産の価額
(2) 共有物の分割による移転の仮 登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	(2)	不動産の価額
(3) その他の原因による移転の仮 登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	(3)	不動産の価額
ハ 地上権、永小作権、賃借権若し くは採石権の設定、転貸若しくは 移転の仮登記又は設定、転貸若し くは移転の請求権の保全のための 仮登記	ハ (1) 設定若しくは転貸の仮登記又 は設定若しくは転貸の請求権の 保全のための仮登記	不動産の価額
(1) 設定若しくは転貸の仮登記又 は設定若しくは転貸の請求権の 保全のための仮登記	(1) 設定若しくは転貸の仮登記又 は設定若しくは転貸の請求権の 保全のための仮登記	不動産の価額
(2) 相続又は法人の合併による移 転の仮登記又は移転の請求権の 保全のための仮登記	(2) 相続又は法人の合併による移 転の仮登記又は移転の請求権の 保全のための仮登記	不動産の価額
(3) 共有に係る権利の分割による 移転の仮登記又は移転の請求権 の保全のための仮登記	(3) 共有に係る権利の分割による 移転の仮登記又は移転の請求権 の保全のための仮登記	不動産の価額
(4) その他の原因による移転の仮 登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	(4) その他の原因による移転の仮 登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	不動産の価額

不動産の価額	千分の一	千分の二	千分の五	千分の一	千分の五	千分の一	千分の十

本 相続財産の分離の仮登記又は移 転の請求権の保全のための仮登記	(1) 所有権の分離の仮登記又は移 転の請求権の保全のための仮登記
(2) 所有権以外の権利の分離の仮 登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	他の他の仮登記

(一) 民法(明治二十九年法律八十九号) 第七百五十六条(夫婦財産契約) の登記	申請件数 省略	不動産の個数 省略	不動産の価額 千分の一 千分の二
(二) 同上	一件につき一 万八千円 省略	一個につき千 円 省略	千分の一 千分の二

別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係)

名 称 奄美群島振興開発基金	根 拠 法
奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九 年法律第百八十九号)	

(一) 民法(明治二十九年法律八十九号) 第七百五十六条又は第七百五十七 条(夫婦財産契約)の登記	同上	同上	同上
(二) 同上	同上	同上	同上

別表第一 非課税法人の表(第四条、第五条関係)

名 称 運輸施設整備事業団	根 拠 法
運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八 十三号)	

	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	空港周辺整備機構 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	同上
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	同上

自動車安全運転センター	同上	同上	同上	同上	同上
自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	同上	同上	同上	同上	同上
社会福祉・医療事業団	同上	同上	同上	同上	同上
社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）	同上	同上	同上	同上	同上

住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	同上	同上
首都高速道路公团	首都高速道路公团法（昭和三十四年法律第百三十三号）	同上	同上
新東京国際空港公團	新東京国際空港公團法（昭和四十年法律第百十五号）	同上	同上
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）	同上	同上
省 略	省 略	同上	同上
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）	同上	同上

日本学術振興会	独立行政法人（その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	同上	同上
日本学術振興会	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第 四十一号）	日本藝術文化振興会	日本藝術文化振興会法（昭和四十一年法律 第八十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二 百五号）	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法（昭和六十 一年法律第九十二号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号 ）	日本鐵道建設公団	日本鐵道建設公団法（昭和三十九年法律第 三号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七 号）	日本萬國博覽會記念協会	日本萬國博覽會記念協会法（昭和四十六年 法律第九十四号）
同上	同上	日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九 十五号）
同上	同上	日本労働研究機構	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第 百三十二号）

同上	同上	日本藝術文化振興会	日本藝術文化振興会法（昭和四十一年法律 第八十八号）
同上	同上	日本鐵道建設公團	日本鐵道建設公團法（昭和三十九年法律第 三号）
同上	同上	日本萬國博覽會記念協会	日本萬國博覽會記念協会法（昭和四十六年 法律第九十四号）
同上	同上	日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九 十五号）
同上	同上	日本労働研究機構	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第 百三十二号）

省略	名 称
省略	根拠法
省略	非課税の登記等
省略	備考

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

阪神高速道路公団	省略
阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第 四十三号）	九号（）

本州四国連絡橋公団
本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律
第八十一号）

上	名 称
一〇二 同上	根拠法
同上	非課税の登記等
同上	備考

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

労働福祉事業団	同上
労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第八十五 号）	同上

緑資源公団
緑資源公団
緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五
号）

水資源開発公団
水資源開発公団
水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二
百八十九号）

放送大学学園
放送大学学園
放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十
号）

平和祈念事業特別基金
平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭
和六十三年法律第六十六号）

同上

四 省 略	三 省 略
省 略	省 略
省 略	一 二 省 略
省 略	省 略

八 国際協力 事業団			四 同 上	三 同 上	構 職金共済機 労働者退
法律第六十 和四十九年 (二号)	法 律 事 業 團 法 (昭 和 四 十 九 年 (二 号))	国 際 協 力 事 業 團 法 (昭 和 四 十 九 年 (二 号))	同 上	同 上	中小企業退 職金共済法 (昭和三十 四年法律第 百六十号)
登 記 を 除 く。 の 保 存、 設 定又 は 抵 當 權 の 登 記 又 は 登 記 に 該 當 する も の で ある こ と を 証 す	登 記 を 除 く。 の 保 存、 設 定又 は 抵 當 權 の 登 記 又 は 登 記 に 該 當 する も の で ある こ と を 証 す	登 記 を 除 く。 の 保 存、 設 定又 は 抵 當 權 の 登 記 又 は 登 記 に 該 當 する も の で ある こ と を 証 す	別表第一 の第一号から第十八号ま でに掲げる登記又は登録 (国際協 力事業団法第二十一条第一項第三 号イ又はロ(業務の範 囲)に掲げ る業務(同号イに掲げる業務のう ち政令で定めるものを除く。) ための先取特 権、質 權又 は抵 當 權 の 保 存、 設 定又 は 移 転の 登 記又 は 登 記 に 該 當 する も の で ある こ と を 証 す	同 上	一 二 同 上
第三欄の 登記に該 当するも のである。 ことを証 す。	第三欄の 登記に該 当するも のである。 ことを証 す。	第三欄の 登記に該 当するも のである。 ことを証 す。	土地の権利の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する 事務所用建物の所有権の取得登記	土地の権利の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する 事務所用建物の所有権の取得登記	土地の権利の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する 事務所用建物の所有権の取得登記

十九 削除	略 十八省	省略	省略	八 省略
		省略	省略	省略
		省略	一一省略	一一省略
		省略	省略	省略

十九 業 総 合 事 業	十九 中 小 企 業	上 十 八 同	九 の 三 車 事 故 対 策 セ ン タ ー	九 の 二 自 動 車 事 故 対 策 セ ン タ ー	九 の 二 同	九 同 上	
九 号 (平 成 十 一 年 法 律 第 十 九 号)	中 小 企 業 總 合 事 業 團 法	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
二 一 条 第一 項 第一 項 第一 号 か ら 第 四 号 ま で、 第十 号 及 び 第 十 三 号 (業 務)	事 務 所 用 建 物 の 所 有 權 の 取 得 登 記 又 は 當 該 建 物 の 敷 地 の 用 に 供 す る 土 地 の 權 利 の 取 得 登 記	同 上	供 す る 土 地 の 權 利 の 取 得 登 記	自 動 車 事 故 対 策 セ ン タ ー 法 第三 十 五 号 (業 務) に 規 定 す る 施 設 の 用 に 供 す る 建 物 の 所 有 權 の 取 得 登 記 又 は 當 該 施 設 の 用 に 供 す る 土 地 の 權 利 の 取 得 登 記	自 動 車 事 故 対 策 セ ン タ ー 法 第三 十 五 号 (業 務) に 規 定 す る 施 設 の 用 に 供 す る 建 物 の 所 有 權 の 取 得 登 記 又 は 當 該 施 設 の 用 に 供 す る 土 地 の 權 利 の 取 得 登 記	一 一 同 上	一 一 同 上
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

二十 省略	十九の二 独立行政法人 (別表第二に掲げるものと同様に、このを除き、國又は地方公共団体以外の者に対する利益又は剩余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行つたものに限る。)	独立行政法 人通則法及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したもの	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
省略				
省略				

促進協会	二十一 日本障害者雇用に関する法	二十 同上	（範囲）に掲げる業務並びにこれらの業務に関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十六号に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録
障害者の雇用の促進等に関する法	障害者の雇用の促進等に関する法	同上	
法律第五十九条第一項第一号（業務）に掲げる業務の用に供する建物	障害者の雇用の促進等に関する法	同上	
登記に該当するも	第三欄の登記に該当するも	同上	

		二十三の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会	二十三省略	二十二省略	二十一省略	省略
		五号(律第八百二十二年法)	農業災害補償法(昭和第一号)	農業災害補償法(昭和第一号)	農業災害補償法(昭和第一号)	省略
のに限る	があるもの	類の添付	定める書類	証する財務省令	第一号又は第二号の登記に該当するものであることを	第一欄の第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを
の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は當該施設の用に供する土地の権利の取得登記	の規定による損害の額の認定	において準用する場合を含む。	百三十二条第一項(準用規定)	二(損害認定の準則)(同法第二百三十二条第一項(準用規定))	供する土地の権利の取得登記	事務所用建物の所有権の取得登記又は當該建物の敷地の用に

二十三同上	二十二の二同上	二十二同上	二十一同上	記号(第百二十三)十五年法律
同上	同上	同上	一・三同上	の用に供する土地の権利の取得登記の所有権の取得登記又は當該業務
同上	同上	同上	同上	ることを証明する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
同上	同上	同上	同上	のであることである。

二十四省略	省略
省略	省略

二十五省略	省略
省略	省略
省略	省略

二十六上同	二十五農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)	二十四同上
同上	二農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第三条第一項第一号(業務に関する経過措置)に掲げる業務のための別表第一の第一号に掲げる登記	同上
同上	一事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記は第二号に登記に該当するものであることを証する財物省令で定める書類の添付があるものに限る。	同上

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条－第二十七条）
第二章 課税標準及び税率（第二十八条－第二十九条）
第三章 税額控除等（第三十条－第四十一条）
第四章 申告、納付、還付等（第四十二条－第五十六条）
第五章 雜則（第五十七条－第六十三条の二）
第六章 罰則（第六十四条－第七十条）
附則

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2・3 省略

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一條第四項及び第十二條第三項を除き、以下この章において同じ。）が三千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が三千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5・8 省略

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例)

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が三千万円以下である相続人（前条第四項の規定による届出書の提出によ

目次

第一章 同上
第二章 同上
第三章 同上
第四章 同上
第五章 雜則（第五十七条－第六十三条）
第六章 同上
附則

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2・3 同上

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一條第四項及び第十二條第三項を除き、以下この章において同じ。）が三千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が三千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5・8 同上

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例)

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が三千万円以下である相続人（前条第四項の規定による届出書の提出によ